

西京☆ギャラリーご利用の手引き

西京☆ギャラリー（区役所2階）は西京区内で活動する団体の文化芸術活動，学校教育活動などにご利用いただける展示スペースです。



概要 ※利用者は、西京☆ギャラリー利用要綱を遵守してください。

1 利用者

- (1) 西京区内に活動拠点を置く団体
- (2) 西京区内の学校，幼稚園及び保育所
- (3) その他，管理者が適当と認める者若しくは団体

2 展示作品

文化芸術活動，学校教育活動（保育所，幼稚園を含む。）等に関連した写真，絵画等で，形状，寸法及び数量が西京☆ギャラリーに支障なく展示できるものとします。

3 展示場所

西京区役所2階（一部1階）の展示エリア内に展示いただけます。

展示パネル（縦180センチ，横96.5センチ）最大10枚及び2階廊下の壁面の一部を展示にお使いいただけます。展示パネルのサイズは外枠も含めた全体のサイズです。

詳しい展示エリアについては，別紙をご覧ください。

4 展示期間

展示期間は，区役所の閉庁日も含め，利用開始日から2週間を超えない範囲とします。

5 展示時間

展示期間中は，区役所の閉庁日であっても，展示物を撤収いただくことなく，展示いただけます。ただし，観覧時間は，区役所の開庁時間（平日の午前8時30分～午後5時まで）とさせていただきます。

6 展示料

西京☆ギャラリーの展示料は無料とします。

ご使用の手続き

1 受付時期・方法

- (1) 西京☆ギャラリーに展示を開始する日の2ヶ月前の開庁日から受付を開始します。
(例) 10月1日からの利用を希望される場合、8月1日から受付を開始します。(開庁日を除く)
- (2) 受付は先着順で行います。
- (3) 展示パネルについては、10枚を超えない範囲で使用申請することができますが、他団体の申請状況により、使用枚数を調整することがあります。
- (4) 区役所2階の壁面についても、一部、展示に使用できます。
- (5) 展示の利用許可申請において、区が事業を行う期間等(選挙期間等)、その申請を受け付けない場合があります。

2 申込み方法

事前に、展示場所の空き状況をご確認いただいたうえで、「西京☆ギャラリー利用申請書」を西京区役所地域力推進室に利用開始日の2週間前までに直接お持ちいただくか郵送でご提出してください。ただし、利用開始日の2週間以内に利用申請された場合は、この限りではありません。

3 利用の承認

利用が決定しましたら、利用開始日の10日前までに申請者に「西京☆ギャラリー使用許可書」を発行します。ただし、利用開始日の10日以内に利用申請された場合は、この限りではありません。

4 利用の制限

以下に該当する場合は、西京☆ギャラリーの利用をお断りします。

- (1) 営利活動、その他特定の人又は団体の利益に供するおそれがあるとき
- (2) 特定の宗教活動又は政治活動に利用されるおそれがあるとき
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき
- (4) 区の業務の遂行に支障があるとき
- (5) 区庁舎の管理上支障があるとき
- (6) その他管理者が不相当と認めるとき

利用前の準備・展示

1 打ち合わせ

展示を円滑に行うため、利用開始日の1週間前には必要な事項について、地域力推進室の職員と打ち合わせを行ってください。ただし、利用開始日の1週間以内に、利用申

請をされる場合は、この限りではありません。

《打ち合わせ内容》

- ・ 搬入・展示、撤収等のスケジュール
- ・ 展示内容、展示場所
- ・ 搬入・搬出方法 等

2 搬入及び展示

- (1) 搬入及び展示は、利用許可期間内で行ってください。
- (2) 展示品を搬入される際、地域力推進室に「西京☆ギャラリー使用承認書」をご提示ください。
- (3) 打ち合わせ時に決めた、搬入日時、展示場所を厳守してください。
- (4) 展示に使用するピクチャーフックはこちらで準備します。また、展示に際し、画鋲、セロテープ、マグネットの使用が可能ですので、利用者でご用意ください。
- (5) 手芸品などの工作物の展示を行う場合には、長机はこちらで準備します。
- (6) 高所での作業には、梯子をご利用いただけます。その際は、危険のないようご注意ください。
- (7) 搬入及び展示については、他の方の通行の妨げにならないようお願いいたします。
- (8) 搬入及び展示が完了したら、地域力推進室の職員の確認を受けてください。

撤収・引渡し

- (1) 展示作品の撤収・引渡しの日時については、必ず事前に地域力推進室の職員と打ち合わせをお願いします。遅くとも、利用終了日の開庁時間内には、撤収・引渡しをしていただきます。
- (2) 展示パネル、備品等は、全て元の状態に戻して、職員の点検を受けてください。
- (3) 展示作品は、利用終了日に必ずすべてお引き取り下さい。引取りのない展示作品については一切責任を負いません。
- (4) 搬入から展示・撤去までにご出るゴミは使用者がお持ち帰りください。

遵守事項

- (1) 利用者が使用要綱又は本手引に違反したり、他の人に迷惑を及ぼしたり、または管理運営上支障があると判断された場合には、利用許可を取り消す場合があります。
- (2) 展示作品の紛失、盗難、破損、汚損等に関しては、こちらでは一切責任を負いません。
- (3) 展示パネル等の設備の使用にあたっては、損傷、汚損等のないようご注意ください。万が一損害が生じた場合には、賠償していただくことがありますので、ご注意ください。

さい。

(4) 指定の場所以外に展示は行わないでください。

(5) 消火設備，手すりのまわりには展示しないでください。

多くの方の
ご利用をお待ちし
ています。



【お問い合わせ先】

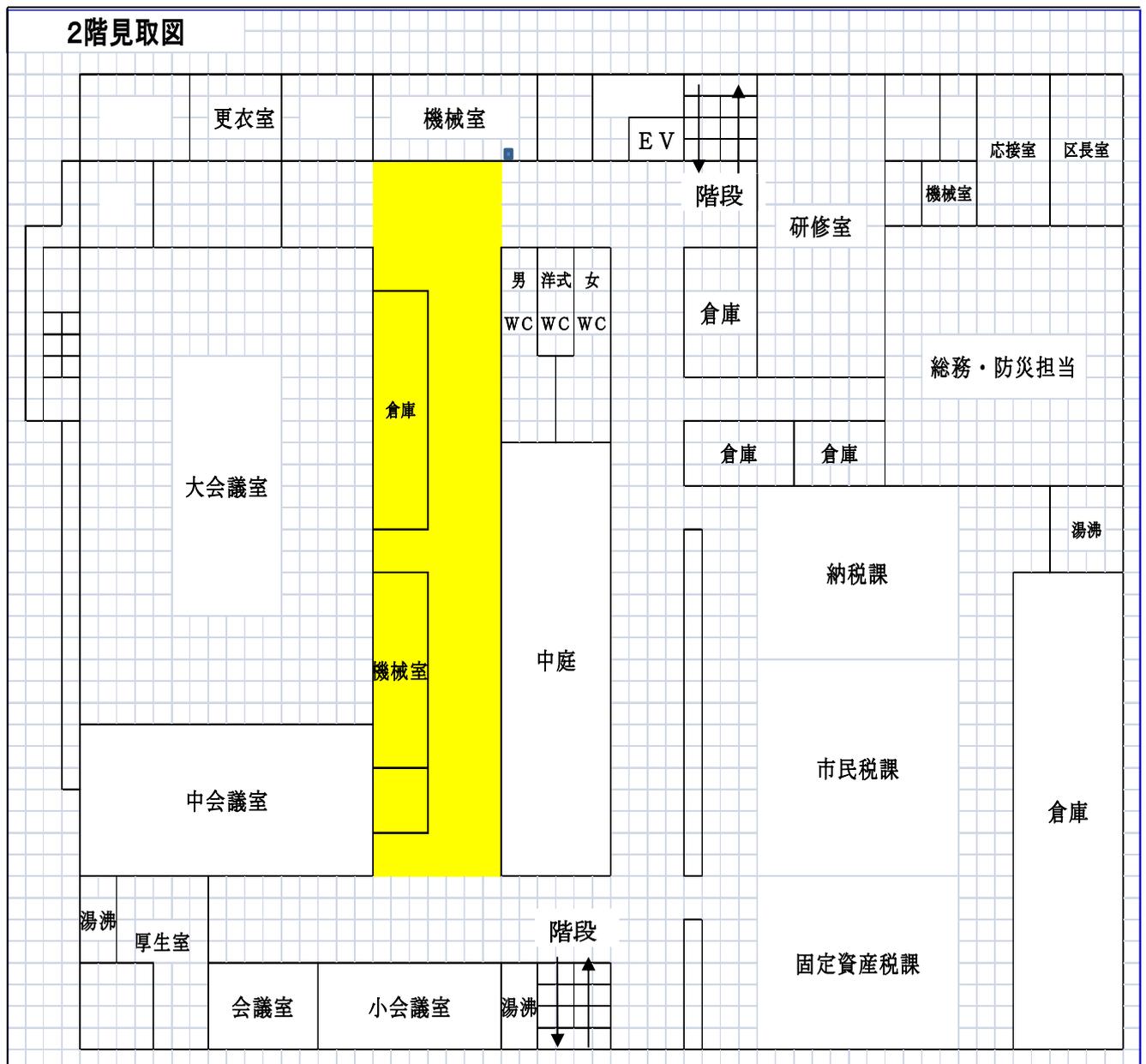
西京区役所地域力推進室総務・防災
担当

TEL:(075)381-7157

FAX:(075)381-6135

《展示場所》

下図の色付け箇所が展示可能エリアです。具体的な展示場所は、打ち合わせ時に、決定します。



※ 展示可能エリアでも、消防設備や手すりのまわりには、展示いただけません。その他、老朽化した壁面にも展示いただけませんので、展示場所については、必ず事前の打ち合わせの際に、ご確認ください